

## 議案第7号

### 新座市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

新座市子ども・子育て会議条例（平成25年新座市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法<u>第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事。</p> <p>(3) [略]</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、新座市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務）</p> <p>第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 子ども・子育て支援法<u>第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関する事。</p> <p>(3) [略]</p>

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

#### 提 案 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。